

森久 智江（立命館大学法学部 准教授）

森久 皆さん、こんにちは。立命館大学法学部の森久と申します。私は、先ほどご紹介のあった、第3期 R-GIRO「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」の第1グループというところでグループリーダーをしております、今回の中心的なテーマであります、修復的司法というものについて、院生時代から一貫



して研究をしております。ただ、日本で修復的司法というのはどちらかというところ、加害者と被害者の対話であるとか、そういう文脈で語られることが多いのですが、私はそのような、修復的司法の捉え方は非常に狭いというふうに考えていまして、本来、修復的司法というのは、社会と犯罪の関係を考えるという、非常に広い文脈で、むしろコミュニティが犯罪というものをどういうふうに受け止めていくのかという、そういうところで話すべき内容だというふうに理解をしています。ですので、今回お話する、オーストラリアのお話というのも、まさにコミュニティと犯罪がどう関わるのかということを中心にお話をしていきたいと思います。

今日のお話は3つありまして、1つはオーストラリアの中でもビクトリア州というところに私自身が留学をしておりましたので、そこで犯罪からの社会復帰はどういうふうの問題にされてきたのかということと、そのためにオーストラリアが具体的に行ってきたことはどういうことなのか、また日本はそこから何を学ぶことができるのかというお話をしていきたいと思います。

ところでオーストラリアといった時に皆さんはどのようなイメージを持たれるのでしょうか。おそらく、オーストラリアというと、皆さんはこういうイメージかなと思います。こういうイメージがおそらく一般的だと思います。というのも、オーストラリア総人口の約3倍に匹敵する数のカンガルーがオーストラリアにはいますので、そういうイメージがおそらく一般的かなと思うのですが、実はメルボルンというところ、ビクトリア州の中心都市ですけれども、結構、

都市らしい都市の部分と、あと古き良きイギリスが結構残っているとところでもあります。これは中心地にある駅なのですけれども、まさに最初にイギリスが入ってきた頃に建てられた建物であります。

本日のお話。

- 近年のオーストラリア（ビクトリア州）で「犯罪からの社会復帰」はどのように問題とされてきたのか？
- 「犯罪からの社会復帰」のために、オーストラリアで具体的に行われてきたことはどのようなことか？
- 日本は何を学ぶことができるか？

ビクトリア州というのはあの辺にある、人口は約500万人、自治体が51くらい、最初の入植地ということで当時のビクトリア女王にちなんでビクトリア州と名付けられているところなんです。この州の中に、なんと170以上の民族が共存しています。なので、日常的に歩いているとアジア人系の人と会うことが普通だし、黒人もいれば白人もいるし、とにかくいろんな人がいるという状況なので、これだけ社会的背景の異なる人々が集まっているわけですね。要は、日本のように空気を読めと言われても読めないわけです。お互い、全く違う文化で生きているので、そうすると、そういうそれぞれ違う背景を持った人同士の中で、犯罪をはじめとした紛争にどう対処したらいいのかということが問題になるということなんです。

近年のビクトリア州においての、犯罪からの社会的復帰問題をみていきます。ビクトリアでは、有罪確定事件数が増えたという時期が70年代から80年代にありました。それは国内が不況であるとか、あるいは社会福祉予算が大幅に削られたというようなこともありましたし、この頃のオーストラリアでは、白豪主義と言って、白人以外は人ではないみたいな扱いをしていた、非常に差別的な国家だったのですけれども、それがなくなりまして、マルチカルチュア化、つまりいろんな文化的背景を持った人々による多文化共生ということが非常に言われるようになりました。その結果、とにかく空気をみんな読まないで生きていくという人たちが集まるというような状態になってしまったわけです。

有罪確定事件数が増えると、刑務所における被収容者が増加しまして、特に短期刑受刑者、あるいは若年層受刑者が増加しました。それで当初刑務所自体を増やして、何とか被収容者が増えたことに対応しようとしていたのですけれども、それにも限界が出てきました。要はお金がかかるわけです。刑務所収容

というのは非常にお金がかかる政策なので、これには限界があるということで、1980年代の半ばに社会内処遇命令というのが導入されます。

これは、要は社会の中で処遇をすることによって刑務所の人口をできるだけ減らそうというねらいを持っています。この社会内処遇命令では、社会の中で何かをさせようとなった時に、罰金刑の代わりに、社会内で奉仕活動をさせるという命令が、飛躍的に行われるようになったんですね。すごい勢いで増えたんです。しかし、罰金刑の代わりですから、罰金を払えない、お金がない人に、その代わりに社会内でボランティアをやってくださいということになりますよね。しかし、それではもともと刑務所に入らない罰金刑の代わりになるだけで、結局、拘禁刑の代替にはほとんどなっていなかったんですね。

それまで罰金刑になっていた人が、この社会内処遇命令を受けるだけになって、本来の過剰収容対策にはほとんど資していなかった上に、それまで罰金を受けていた人が社会の中で普通に働けるために、つまり、「その人の社会生活に何が必要か」とかいうことは全然考慮されなかったのです。社会内処遇命令を出すにあたって、本人の調査、いわゆるアセスメント的なことはほとんどされずに、社会復帰に必要なものが意識されない、社会内処遇命令というのが行われていました。

このあと、90年代に入りますと、世界的な潮流としても、犯罪の認知件数が増えて、厳罰化の波がきます。アメリカもそうですし、日本もこの時代からかなり厳罰化に振れていったわけですが、それでも、「三振法」と言って、犯罪を3回行ったら、3回目ですぐ刑務所行きといった法律であるとか、あるいは全体的に重罰化された結果、刑の長期化が生じます。これがいわゆる「正義モデル (Justice Model)」というやり方でして、「目には目を、歯には歯を」になりますけれども、やった行為に対しては常に刑罰で対応すべし、ということが言われるようになった。そうするとますます刑務所の過剰収容は悪化するわけですね。

当然ですけれども、積極的に刑罰を使おうということになると、刑務所の過剰収容は悪化するし、とりわけ、「三振法」みたいな形式的なやり方をやっていると、刑務所に再び入る「再入者」の人がどんどん増えることになります。その結果、刑務所を所管している矯正局としては非常に大きな危機感を持って、

何か違うことをやらないとこのままじゃまずいんじゃないかという不安が生じてきたわけです。

それじゃ「厳罰化」から、そのあとどうするかということなのですが、矯正局はそこで、ある提言を出しました。1つは非拘禁的判決、つまり、とにかく刑務所に収容しないという判決を積極的に使うべきであるとい

うことを提言します。これは先ほどの社会内処遇の命令を出すというものに近いんですけども、その時に、犯罪原因に対する学融的な対応、マルチディシプリナリーと書いていますけれども、いろんな領域から犯罪原因を分析した上で、それに対応するようなアプローチ、また、マルチ・エージェンシーですね、多機関連携的なアプローチというのを、同時にとっていくべきであるということが言われました。


その報告書の中で言われているのは、刑罰というのは原則的に社会復帰を阻害するのだということを前提にしつつ、じゃあ、その刑罰をどう使うかというふうに考えた時に、法の持つ治療的効果、「therapeutic effects」と書いていますけれども、それを最大化しながら、刑罰の中に内在している、反治療的な効果というのを最小化していかなければいけない、ということです。ちょっと難しいと思われるかもしれませんが、簡単に言うと、刑罰が強制であるということは、そこはぬぐいきれないわけですね。また、刑務所にたとえ短期であれ入るということは、社会復帰をより難しくさせるということ、そこもぬぐいようがない。だけれども、その刑罰の中で行われることが、より治療的になれば、それはある程度意味があるし、刑罰の持っている、そういう弊害を可能な限り最小化していく必要があるのだということが言われました。

「厳罰化」からの...?

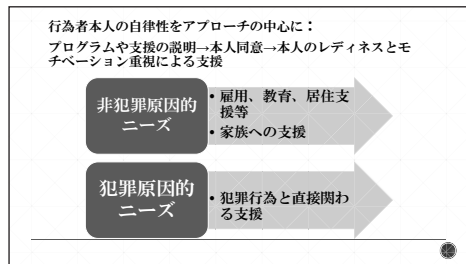
矯正局による提言：

①非拘禁的判決の積極的活用

②犯罪原因に対する学融的 (multi-disciplinary) かつ多機関連携的 (multi-agency) アプローチ



そこで、その害を最小化しながら効果を最大化していくために何が重要かというのは、まさに毛利さんの報告でもありましたけれども、本人の自律性に対してきちんとアプローチをしていくということでもあります。プ

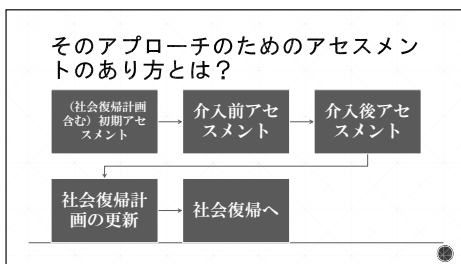


ログラムや支援に関する説明を、本人に対してしっかり行った上で、本人がそれに対する同意をして、さらに、本人のレディネスとモチベーションを重視しながら支援をしていく。先ほどの中村先生のご報告にもありましたけれども、非犯罪的ニーズと犯罪的ニーズに並行して対応していくということが追求されます。

なので、矯正スタッフや法律家というのは、そういう新たなアプローチにおいて、犯罪行為者に対してプログラム参加を強制するといった「アメとムチのアプローチ」を採っているのはだめだということが言われるわけです。あくまでも、判決の段階から犯罪行為者が参加するモチベーションというのを最大限に高めることができる、そうなれるように、法の下に行為者に敬意を払うべきである、というふうに言われます。

「人権保障」という言葉は、日本では非常に形骸化しているところがあって、「人権屋」だとか揶揄する言葉がありますけれども、ややマイナスのイメージで見られている部分もあると思います。しかし、「人権保障」というのは、本来、まさに本人に敬意を払って、その人がよりよく生きられるようなあり方をどういうふうに追求すべきなのか、またそれは第三者がそうすべきだと考えるからそうする、といった他律的なものではなくて、本人の自律的なモチベーションを高めることができるような、そういうアプローチが必要なんだと、まさに犯罪からの社会復帰に必要なものを、「本人の人権保障」に基づいて意識するというアプローチにしていくべきだということが言われました。

ということで、そのためには、アセスメントがやっぱり重視されるわけですね。先ほどの相澤報告の中でも言われていたけれども、本人に対するアプローチのために、アセスメントを、初期段階、介入前、介入後、



そして社会復帰計画の更新をして、最後、実際の社会復帰へ、というふうに、きちんと何回も評価をしていくということですね。特に初期段階のアセスメントにおいては、犯罪原因的ニーズが低い場合であっても、あるいは行為の重大性がそれほど重くない場合であっても、本人の非犯罪原因的なニーズというのを考慮した支援計画を立てるべきであると指摘されています。

さて、具体的にこのような指針に基づいて、ビクトリア州は何をやったかということなんですが、2つありまして、1つは、できるだけ本人に対する犯罪からの社会復帰のための支援を、刑事司法手続から切り離す、ということがなされました。具体的に言いますと、「裁判所統合サービスプログラム (Court Integrated Services Program)」、これは CISP というふうに略されているのですが、これは最初の裁判所への出頭段階での本人のアセスメントの実施と、それを基に本人を福祉サービスにつなぐことを目的としたプログラムであります。

通常、逮捕されて、そのあともう少し長い期間未決拘禁をされる、つまり裁判になるまでの間に身体を拘束されるという場合には、裁判官の面前に必ず一度連れていかれるわけですね。「あなたは本当にこの犯罪をやったんですか？」ということについて、本人の弁明を聴くという、そういう場があるわけですが、その時にまず、「あなたにはこういう福祉的なニーズがありそうなんですけれども、よかったら説明を受けますか？」ということであったり、説明を受けたあとも、「あなたにこういうサービスを提供できますけれども、どうしますか？」ということをして、その裁判所の中でやっていくということです。CISP では、裁判所の中にクリニカルチームというのが設けられていて、そこがアセスメントや福祉への橋渡しをやっているのです。

ポイントは、そのようなアセスメントや橋渡しが（本人が疑いをかけられている犯罪行為についての）有罪答弁手続、つまり、「あなたがその犯罪行為をやりましたか？」と訊かれた時に、「私がやりました」ということを言わなくても、あるいは「自分は争います」、「自分はやっていません」と争っていても、支援内容に対する本人の同意があれば、いずれにせよ支援提供は可能なんです。ここが日本と大きく違うところです。

日本の場合は、検察で今いろんな支援をやっていますけれども、その段階でやる支援というのは、基本的に本人が、「自分が（被疑事実を）やりました」と認めているということが前提ですし、他の国でも、有罪答弁をした場合しか支援ができないというシステムは結構あります。オーストラリアはそこを切り離しているということですね。

実際には、判決前に被疑者・被告人の社会的ニーズに応じた短期的支援を提供し、個別のケースマネジメントによるサポートを通じて、原因に働きかけながら、可能な限りトリートメントや地域サポートに優先的にアクセスを確保します。こうすることで、場合によっては刑事司法手続を途中で打ち切って、再犯率を低下させるということが行われています。

あくまで裁判所はきっかけに過ぎず

...

- 判決前に被疑者・被告人の健康や社会的ニーズに応じた短期的（緊急的）支援を提供
- 個別のケースマネジメントによるサポートを通じて、犯罪の原因に働きかける
- 可能な限り、トリートメントや地域サポートへの優先的アクセスを確保する
- （結果として）再犯率の低下

これが、裁判所における取り組みの一つなんですけれども、もう一つ大きな取り組みで、「犯罪からの社会復帰支援は同時に具体的な地域における課題解決でもある」という、こういう観点での大きな取り組みがなされています。それが近隣司法センターです。

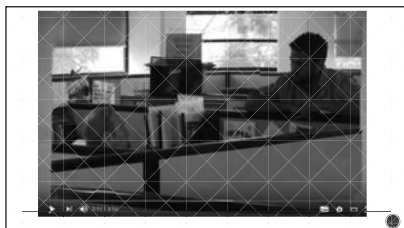
「Neighborhood justice center (NJC)」というところでして、これは Collinwood という、ビクトリア州のメルボルンの中でも、とりわけ治安の悪い地域にあります。私もそこら辺を結構歩き回っていましたが、日々その辺でパトカーがウロウロしていて、警官が「おまえ、薬物をやったんだろう!？」とかって地元の人に詰め寄ったりしているシーンによく遭遇するみた

いなそんなところでして、その地域に、オーストラリアで唯一設置されている司法センターがこの近隣司法センターであります。

そこでは、公的あるいは民間の機関による地域サービスや、コミュニティセンター、あるいは調停のための場所、ガラス張りの法廷といったものが、全部一堂に会して同じ建物に入っているんですね。ある犯罪行為を契機に、あらゆる地域の課題に対して、関係者が自らの希望に応じたコーディネートを受けられるというような場になっています。要するに、裁判所内に仲裁、法的支援、雇用、居住支援等や、精神保健福祉サービスといった、多様な立ち直りや支援のためのサービスというのが、一か所で全部調整できるというのがポイントであります。

これがその近隣司法センターの建物なんですけれども、こういうビルがあって3階建てなんですけど、2階にこういう法廷があります。法廷はガラス張りで、外からも完全に見えています。こういう子どものプレイルームとかもあります。この写真ですね、パーティションがあって、2人の人がお話ししていると思うんですけども、先ほどの3階建ての建物の3階にすごく広いオフィスフロアがあります。そこにこのパーティションで区切った、いろんな地域のサービスや、自治体の出張所とかが、全部そこに入っているという状態になっているんです。ある案件がきたときに、「あの件なんだけどさ」と言いながら、こうやってお互い話ができる。そういう形になっています。

当然、会議が必要な場合はミーティングルームもありまして、これは地域の人も使えますし、クワイエットルームと呼ばれる、DVを受けた女



性なんかがそこで静かにお話をされたりとか、ちょっと落ち着いたりするような部屋もあります。

とにかく、その建物の中にあらゆるものが入っているということなのですが、これは何のために作られているかという、「地域による正義の実現」ということがこのコンセプトなんだと言われています。すなわち、ある犯罪行為を解決するための裁判のみを行う裁判所、というところではなくて、継続的な地域の問題解決をする場なんだというふうに言われるわけですね。なので、そこで調停であるとか、さまざまなほかのサービスも行っていますし、犯罪の背景にあるものに働きかけようとしているわけです。

ちなみに、ここには「われわれが行うことのすべての中心に地域がある」というコンセプトがあるんですけども、「自分たちがやっていることは上から目線の解決ではないんだ」ということです。地域住民とともに、

「地域の犯罪の減少」であるとか、「治安の改善」であるとか、「司法に対する信頼」や「司法アクセスの向上」、そういったものにこのセンターが貢献していくということなんです。センターは地域住民を支える「支援者」であって、まさに地域をエンパワメントすることで、そこでの課題というのを地域が自ら解決していけるようにしていくことを明確にしています。

実際、ここで扱っている案件というのはこれだけたくさんありまして、当然、普通の裁判もやっているわけですけども、被害者の支援・審判とか、あとは行政審判とかもやっていますし、当該地域の住民に関連する

NJCのコンセプト

「地域による正義の実現—継続的な地域の問題解決 (Doing Justice Locally – lasting local solutions) 」

「われわれ (近隣司法センター) が行うことすべての中心に地域がある (the community is at the centre of everything we do) 」

…地域住民とともに地域の犯罪の減少、地域の治安の改善、司法制度に対する地域の信頼とアクセスの向上に取り組む
=センターは地域住民を支える「支援者」+飽くまでこれらのコンセプトを地域が主体となって実現することを明確化

NJCにおける事件の取り扱い

複数管轄 (multi-jurisdictional)

…治安判事裁判所で取り扱われる刑事事件及び民事事件

少年裁判所で取り扱われる刑事事件

犯罪被害者支援審判 (Victims of Crime Assistance Tribunal (VOCAT))

ビクトリア州民事行政審判 (Victorian Civil and Administrative Tribunal)

←当該地域の住民に関連する事件は全て扱うことが可能
+事件そのものの裁判のみならず、裁判外 (outside the courtroom) 活動も

事件は何でも扱います。また「outside the courtroom」と書いてありますが、裁判外の解決もここでやっているということです。

裁判外活動としては大きく3つありまして、1つは、犯罪をした人の抱える問題解決として、例えば借金の返済計画を立てるとか、債務整理をするとか、薬物とかアルコールのような物質依存に対応していくというようなことですね。2つ目、「mediation」として、地域や家族間紛争のメディエーションを実施することも行っていきますし、3つ目には、「社会内更生」と書いていますが、これも、これは社会内処遇命令を受けた人がその地域にいた場合に、それを確実に履行できるような支援サービスをする。例えば、ちゃんと週に何回病院に行って、投薬を受けてくださいというような命令がある場合は、そういう時の、病院へ付き添うサービスをやるとか、そういうこともやっています。

このようなセンターがあることで、地元で、あるいはオーストラリアでの評価として言われていることは、地域におけるさまざまな課題というのを、まさに犯罪という紛争を契機に、法廷内外の対応によって解決する拠点として機能しているんだと言われます。つまり、犯罪行為者本人や地域住民の司法へのアクセスを改善することで、犯罪によって顕在化した社会的課題に対応していく。

犯罪というのはまさに様々な問題が顕在化したものであって、その下にこそいろいろな問題があるわけです。そういう地域の問題に対していかに対応していくか、つまり個別の犯罪等そのものを罰することよりも、その背景にある社会的課題の解決ということを目指していくということでもあります。そのために有効な組織として裁判所はどのようにあるべきなのか、またどういった専門性が必要か、ということでこのNJCができたと言えます。

その意味でNJCというのは犯罪行為者の地域社会に対する責任感とか信頼感というのを醸成することにも役立っています。なぜかという、センターでのいろんな取り組みに、地域住民や地域の専門家が参加して、それによって犯罪をした人自身、または裁判所の関係者、地域住民間の信頼とかラポール形成に役立つんだということが言われるわけです。一緒にそこで課題解決をしていくことで、「お互いに問題を一緒に解決していきましょう」という姿勢になる。つまり犯罪というのは犯罪をした人個人の問題だけではなくて、いつ、誰が、そういうふうになってもおかしくないという前提で、犯罪行為者以外の人たち

もそこに参加する。それが、被告人が現状に至ったことに対する、地域住民の自己投影や議論にもつながるんだというふうに言われます。

もし、課題解決がうまくいかずに被告人がNJCに戻ってきた時にも、犯罪からの社会復帰に向けて、地域も本人も法的機関もそれを許容していきますし、そういう方向で地域が変わっていきけるのだと思います。

さて、あらためて犯罪からの社会復帰についてということをちょっとまとめて終わりたいと思いますが、「犯罪からの社会復帰は誰のものなのか？」ということを私から問いかけて終わりたいと思います。

犯罪からの社会復帰というのは、誰が、どうなることで果たされるのか。もちろん通常は、犯罪行為者自身が犯罪行為に関わることをやめる、ということによって、あるいは本人が職や住居を得ることによって、というところに焦点があてられるわけです。それは当然、社会復帰するのは本人だからです。

しかし、当事者である本人自身の権利保障として社会復帰に必要なものが考慮されるべきであるのと同時に、やはり一方で、本人に関する要素を変えるだけで社会復帰ができるとは言い切れないだろうと思われます。

それは、犯罪をした人の背景にある社会的な課題、あるいは地域の他の誰かにとっての「生きづらさ」というのは、これは本人の要素を変えるだけでは変わらず、犯罪行為前と同じなわけです。まさにその地域で他の人が、いつ、同じように犯罪という形に至ってもおかしくない、このような地域の自律性にもアプローチしていく必要があるだろうというふうに思いますし、実際には、犯罪から復帰するための社会の関わり方、あるいは「生きづらくない社会」そのものに何が必要なかということも問われているのではないかと思います。先ほどの中村先生のお話にあった、まさに「自分が復帰したいと思えるような社会」がそこにあるのかという問題だろうと思います。

最近、日本においても本人だけに焦点を当てる支援から、社会へ視野を向けたような取り組みというのがちょっとずつ増えていて、例えば、滋賀県の野洲市というところがあるんですけども、そのの市民生活課では、一時期横浜で行われていたパーソナルサポートサービスというのを少し昇華して、消費者生活センターとか、高齢者サービスとか、そういういくつかの異なるサービスを、全部まとめて1つの課がやっているらしいんですね。そういう形で、いろんな

問題をワンストップで、できるだけコーディネートしていこうという取り組みは、日本でも始まっているんだと思います。

すみません、若干超過しましたが、私からは以上です。どうもありがとうございました。(拍手)